

## 使用許可証再交付の手続きに必要な書類について

### ● 手続きに必要な書類

- ① 使用許可証再交付申請書（押印は不要です。）
- ② 手数料 300円
- ③ 本人確認書類（原本）、使用者以外が申請する場合は、使用者ご本人が記載した委任状と受任者の本人確認書類（原本）（郵送申請の場合、コピーで結構です。）

顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示してください。

（例：健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類）

その他の書類については、下記までお問い合わせ下さい。

- 提出書類が不足する場合は、申請書一式を受理することはできません。不足書類が揃った時点で全ての書類を受理いたします。
- 申請受付窓口は市役所本庁舎4階 環境保全課霊園葬祭係窓口のみです。船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）・各出張所・各連絡所では受付できません。

### 手続きを郵送で行う場合

手続きを郵送で行う場合は、㊦上記①～③の必要書類、㊧120円分の切手、㊨手数料分の定額小為替（郵便局にて購入して下さい。）を同封し郵送願います（定額小為替は発効日から6ヶ月以内で無記名のもの）。

送付先及び問い合わせ

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 環境保全課 霊園葬祭係

Tel 047-436-2402